平成２５年（フ）第２５号
熊本県荒尾市川登1913番地
債務者　野見山義勝
1　決定年月日時　平成25年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
熊本地方裁判所玉名支部
平成２５年（フ）第５２号
山口県下関市彦島塩浜町１丁目４番５号
債務者　山内住建こと　山内　　勇
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
山口地方裁判所下関支部破産係
平成２５年（フ）第２６７号
北九州市八幡西区高江５丁目４番22号　101
債務者　有久　　進
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２５年（フ）第３００号
北九州市門司区吉志２丁目15番６―505号
債務者　黒木　英二
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２５年（フ）第２６号
青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字久富30番地　神アパート５号
債務者　小笠原　功
1　決定年月日時　平成25年５月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係
平成２５年（フ）第２５４号
千葉県松戸市松戸1495番地の７　レオパレス松戸第７―103号
債務者　山口　大助
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部
平成２５年（フ）第３９号
青森市桂木３丁目19番地８
債務者　山口　大介
1　決定年月日時　平成25年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
青森地方裁判所民事部破産係
平成２５年（フ）第９４号
青森市金沢４丁目６番18号　メゾンかなざわＢ―201
債務者　小野寺　博
1　決定年月日時　平成25年５月31日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
青森地方裁判所民事部破産係
平成２５年（フ）第３２７号
熊本市中央区坪井６丁目27番19号　ゆうかり荘Ｂ102号、前住所熊本市中央区城東町５番31号　301号
債務者　村上　良子
1　決定年月日時　平成25年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２５年（フ）第３３０号
熊本市北区八景水谷４丁目３番93号　村上アパート202
債務者　吉田　利香
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２５年（フ）第８３１号
大阪市東成区神路３丁目14―26、住民票上の住所大阪市淀川区三津屋中３丁目９番41号
債務者　宮城　晶子
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２５年（フ）第１６５２号
大阪府豊中市宮山町１丁目１番41号
債務者　ラボシエルハこと　岸　　琢巳
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２５年（フ）第１７９７号
大阪市旭区高殿２丁目７番17号
債務者　中谷　寛美
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２５年（フ）第２２３７号
大阪市平野区加美東５丁目５番25号　中川文化２階202号室
債務者　里見　忠男
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２５年（フ）第２２５９号
大阪市平野区長吉長原２丁目14番３―101号
債務者　松浦　正裕
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２５年（フ）第２３７９号
大阪府東大阪市長田西１丁目４番41号サンビレッジデグチⅡ　Ｃ―202号
債務者　宮本こと　李　　光義
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２５年（フ）第２３８３号
大阪府摂津市正雀本町１丁目19番３―203号
債務者　瀧下実智秋
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部